

2024年9月12日

国立大学法人東北大学  
総長 富永 悌二 殿

## 要求書

2024年人事院勧告を受けて、さらなる給与水準の充実を行うこと。  
配偶者扶養手当を廃止しないこと、非正規雇用職員にボーナスを支払うこと。

国立大学法人東北大学職員組合  
執行委員長 片山 知史

人事院は2024年8月に、国家公務員給与に関して、若年層を重点にしつつ全職員を引き上げ、ボーナスを0.10月分引き上げる（期末手当1.90月、勤勉手当1.75月）等の勧告を行った。加えて、地域手当の支給割合を仙台市は6%から8%に変更し、寒冷地手当を11.3%増額するとしている。東北大学の方針はまだ示されていないが、東北大学には職員に対する給与支払い能力はあること、また生活物価の高騰、地域別最低賃金の大幅改善といった経済状況を鑑みれば、人勧に上積みする措置が必要である。

本人事院勧告においては、子に係る扶養手当を3,000円増額する一方、配偶者に係る扶養手当を廃止するとしている（東北大学における配偶者扶養手当は月額6,500円）。配偶者扶養手当の廃止は大きな不利益変更であり、到底受け入れることはできない。

本人事院勧告は非正規職員に言及していないが、特に東北大学における非正規職員へのボーナス不支給が、依然として放置されていることを指摘する。非正規雇用職員へのボーナス支給は、法人化以前からの悲願であり、早急な支給実施を求める。なお、2024年3月22日に開催した団体交渉において、人事労務担当理事は、「仕組みや方法を検討している」と回答しており、責任のある真摯な対応を強く求める。加えて、年俸制職員の一部は、ボーナスが支給されず、また通勤手当以外の諸手当も支払われていない。社会情勢を踏まえた給与改正が反映されない仕組みは再検討されるべきである。

東北大学職員組合は、東北大学がこの機に、非正規雇用職員を含めた全体的な給与水準の引き上げと待遇改善を行うことを要求する。